

東北大学研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター設備等利用内規

平成29年4月12日

研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学研究推進・支援機構規程(平成29年規第34号)第7条第2項の規定に基づき東北大学研究推進・支援機構テクニカルサポートセンターが利用に供する東北大学(以下「本学」という。)の研究設備及び機器(以下「設備等」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(設備等)

第2条 利用の対象となる設備等は、東北大学研究推進・支援機構テクニカルサポートセンター長(以下「センター長」という。)が定める。

(利用者の資格)

第3条 設備等を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本学の職員及び学生(以下「職員等」という。)
- 二 本学の職員と研究上の協力関係を有する他の大学、研究機関等の研究者及び技術者のうち、本学の職員から紹介のあった者
- 三 その他センター長が特に認めた者

(利用者登録)

第4条 設備等を利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)は、テクニカルサポートセンター設備・機器利用システム(以下「利用システム」という。)により利用者情報を登録しなければならない。

- 2 利用希望者は、原則として利用責任者(利用料を納付する者)となるものとする。ただし、利用責任者とならない場合は、利用者登録をする際に利用責任者を指名しなければならない。

(利用の申請及び承認)

第5条 利用希望者は、次の表の区分に応じてセンター長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、本学の職員等が、自らが所属する部局の設備等を利用する場合は、この限りでない。

利用者の資格	申請方法
第3条第1号に掲げる者	利用システムによる申請
第3条第2号及び第3号に掲げる者	別紙様式に定める申請書による申請

- 2 前項の申請は、利用責任者が行うものとする。
- 3 センター長は、第1項の申請があったときは、当該設備等を管理する部局（以下「管理部局」という。）及び設備等の管理運転等を担当する者（以下「設備・機器担当者」という。）の業務に支障がない場合に限り、承認するものとする。
- 4 センター長は、利用の承認又は不承認を決定したときは、当該者に通知するものとする。
- 5 第3項の規定により設備等の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、設備等の利用に当たっては、当該設備等の注意事項を遵守の上、設備・機器担当者の指示に従わなければならない。

（利用上の支援）

第6条 利用者は、設備等の利用に当たっては、当該設備等の操作方法の指導等、本学の職員により必要な支援を受けることができる。

（目的外利用の禁止）

第7条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に設備等を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

（利用の承認の取消し等）

第8条 センター長は、利用者がこの内規に違反し、又は設備等の利用に重大な支障を生じさせたときは、利用の承認を取り消し、又は利用を停止させることがある。

（利用料）

第9条 利用者は、設備等を利用したときは、所定の期日までに利用料を納付しなければならない。

- 2 前項の利用料の額は、別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、センター長が特に認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

（免責）

第10条 本学は、設備等の利用によって利用者（本学の職員等を除く。）に生じた損害について、利用者に対し、一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第11条 利用者は、故意又は過失によりその利用に係る設備等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第12条 本学及び利用者は、設備等の利用にあたり知り得た相手方の技術上及び営業上の情報、知的財産等を相手方の書面による同意なしに公表してはならない。

(知的財産権)

第13条 設備等の利用の結果生じた知的財産権の帰属、取扱い等については、当該発明等の発生の事態を勘案して、利用者（本学の職員等を除く。）の所属する大学又は研究機関等と協議の上、決定するものとする。

(データの取扱い等)

第14条 本学は、設備等の利用により得られたデータの品質を保証するものではない。

2 利用者（本学の職員等を除く。）は、設備等の利用により得られたデータを本学名を使用して公表することはできない。これに反して、本学名を使用してデータを外部へ公表したことにより、本学が被害及び損害を受けた場合、利用者及び利用者の所属機関がその責任を負うものとする。ただし、センター長が使用を許可した場合はこの限りではない。

(事務)

第15条 設備等の利用に関する事務は、研究推進部及び管理部局の事務部が連携してこれを処理する。

(雑則)

第16条 この内規に定めるもののほか設備等の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成29年4月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 東北大学研究教育基盤技術センターテクニカルサポートセンター設備等利用内規（平成20年1月30日研究教育基盤技術センターテクニカルサポートセンター長裁定）は、廃止する。